

税関	東京	回答 年月日	平成 31 年 3 月 20 日
品名	ハンガー型生地見本		
照会内容	見本として使用するための生地見本について、関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>貨物の性状：インテリア用（張地（椅子用 / ソファ用）、クッション及びカーテン等）の生地見本</p> <p>貨物の内容：色見本用：インテリア用の生地を見本用の大きさ 19.0 cm × 33.0 cm に裁断し、裏面に接着芯地でほつれ防止処理を行い、注文取集めのための比較・選択ができるよう、長さ約 1 m の接着芯地に二つ折りにして貼付け、その接着芯地にそれぞれの生地名・色番等をラベリングする。</p> <p>カーテン用：の生地と同種の生地を使用し、カーテンのイメージができる大きさ 70.0 cm × 117.0 cm 程度に裁断し、端のほつれ防止の処理を行う。</p> <p>と、それぞれの生地を束ねて厚紙に留めた後、穴をあけたものに、コレクション名・生地名及び色番がラベリングされたハンガー付の箱型あて紙に取り付けて、ハンガー型のサンプルに仕立てられたもの。見本用以外の実物としては使用できない形状となっている。</p> <p>貨物の用途：輸入後は自社ショールーム、取引先・顧客の店舗及び百貨店等で見本として使用する。</p>		
回答	関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能である。		
理由	本品は、貨物の性状、内容、用途により「注文の取集めのための見本」であり、「見本用にのみ適するもの」と認められることから、関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能である。		